

ソマリア沖における海賊及び武装強盗に関する IMO 総会決議  
(2007年11月26日採択)  
(仮訳)

総会は;

1. 発生場所の如何を問わず、船舶に対するあらゆる海賊及び武装強盗行為に対し糾弾し及び非難する。
2. 全ての関係者が国際法に定める範囲内で、以下を確保するため支援可能な措置を執ることを要請する。
  - ① 船舶に対するあらゆる海賊及び武装強盗行為並びにそれらの未遂行為をすぐさま終結させるとともにあらゆる計画を止めさせること
  - ② 奪取された船舶、船員及び他の乗船者の即時かつ無条件の解放及びそれらに何ら危害が加えられないこと
3. 各国政府に、発生場所の如何を問わず、船舶に対する海賊及び武装強盗行為の防止及び抑圧のための努力を強化すること及び特にソマリア沖において起こっているまたは今後起こるであろう行為に関して、海上における法の統治、生命の安全及び環境保護のために他の政府及び国際機関と協力することを強く要請する。
4. 各国政府に以下を速やかに行うよう強く要請する。
  - ① 自国籍船舶に、必要に応じて、特に避けるべき海域を含めて、ソマリア沖を航海する際に船舶が襲撃から自らを守るために行うべき適当な追加予防措置に関する具体的な助言及び指針を与えること
  - ② 自国籍船舶に、必要に応じて、船舶が襲撃を受けている又はその脅威にさらされている際に導入すべき手段または行動に関する具体的な助言及び指針を与えること
  - ③ 自国籍船舶に、ソマリア沖航行中の海賊及び武装強盗の未遂又は行われたという情報を迅速に最寄りの沿岸国及び適切な救助調整本部に確実に通報するよう奨励すること
  - ④ 自国籍船舶に、ソマリア沖を航行する際に助言及び支援を求め又はこれらの船舶が当該海域における他の船舶、動静又は情報に関する保安上の懸念を報告できるよう連絡先を提供すること

- ⑤ 自国籍船舶がソマリア沖を航行する際に海賊及び武装強盗の未遂又は実行されたという情報を、適切な行動がとられるため事務局長に報告すること
  - ⑥ 自国籍船舶に、自船及び近傍の船舶を守るために、近隣の沿岸国、その他の国又は権限のある当局が提供する手段及び助言を即座に実施するように奨励すること
  - ⑦ ソマリア沖において起こった船舶奪取事件の迅速な解決に関し、自国籍船舶の船主、管理者及びオペレーターを支援するよう計画及び手段を必要に応じて構築すること
  - ⑧ ソマリア沖における自国籍船舶への全ての海賊及び武装強盗行為及び未遂について調査を行うこと及び関連情報を機関に報告すること
  - ⑨ 世界食料計画によりソマリアへの人道援助物資を運搬する自国籍船舶に関し、軍艦若しくは軍用航空機により又は政府の公務に使用されていることが明確に表示されたかつ識別可能な他の船舶若しくは航空機による警護を受ける場合、下記のパラグラフ 6.4 を考慮して関係国と必要な協定を締結すること
5. 各国政府に、事件の報告を受けた際近隣水域の航行を警戒するよう、ソマリア沖を航行中の船舶に、全世界航行警報サービス、国際セーフティネットサービスその他を通じて即座に関連した助言及び警告を送信するよう、自国の救助調整本部又は他の団体に指示するよう要請する。
6. ソマリア暫定連邦政府に以下を要請する。
- ① ソマリア領域内に起因する船舶に対する海賊及び武装強盗行為を防止及び抑圧しソマリアの海岸が海賊等の拠点として利用されないような措置をとること
  - ② 海賊及び武装強盗に逮捕され、ソマリア領海内に連れられた全ての船舶が即座に解放されること及びソマリア沖を航行する船舶が今後海賊及び武装強盗行為の犠牲とならないことを確保する適切な措置をとること
  - ③ IMO理事会の緊急要請を受け、海上での人命の安全、特に世界食料計画においてソマリアへの人道援助物資を運搬している又は物資を積み降ろした後ソマリアの港を出港している船舶の船員の安全を脅かす海賊又は海賊及び武装強盗と疑わしい行為に対して活動中であり、インド洋において展開中であるの軍艦若しくは軍用航空機により又は政府の公務に使用されていることが明確に表示されたかつ識別可能な他の船舶若しくは航空機が領海に立ち入ることに同意すること及び同意に関する条件を、国連安全保障理事会に通知すること
  - ④ 軍艦若しくは軍用航空機により又は政府の公務に使用されていることが明確に表示されたかつ識別可能な他の船舶若しくは航空機が、ソマリアへの人道援助物資を届けるため世界食料計画に用船されている船舶がソマリアに向かっている際又は

物資の積み降ろし後ソマリアの港を出港する際の警備をできるような必要な協定を、上記のパラグラフ4.9を考慮して締結する用意があることを国連安全保障理事会に通知すること

7. 当該地域の政府に、機関との協力の下可及的速やかに海賊及び武装強盗の防止、阻止、及び抑圧のための地域協定の締結及び実施を求める。また軍艦若しくは軍用航空機により又は政府の公務に使用されていることが明確に表示されたかつ識別可能な他の船舶若しくは航空機によって捕された海賊又は海賊及び武装強盗と疑わしいものを、引き受け及び、自国の法に従い、起訴し又は引き渡すことが可能となるよう全ての必要な立法、司法及び法執行の措置をとることを要請する。
8. 他のすべての政府に、IMOと協力して、当該地域の政府の求めに基づきそれらの政府の取り組みを支援することを要請する。
9. 事務局長に以下を要請する。
  - ① 本決議を、検討及び適切だと思われるさらなる行動のため、国連事務総長に伝達すること
  - ② ソマリア沖を航海する船舶への脅威の状況の監視を継続すること及び理事会に、適切かつ適時に、状況及びとるべきと思われる措置に関する報告を行うこと
  - ③ ソマリア監視グループとの協力を構築及び維持すること
  - ④ ソマリア及び近隣沿岸国に本決議への対応のための技術支援を提供するプロセス及び手段の構築について関係する政府及び機関と協議すること
10. 海上安全委員会(MSC)に、緊急案件として、MSC/Circ.622/Rev.1、MSC/Circ.623/Rev.3 及び総会決議 A.922(22)について現在の傾向及び実行を考慮し、見直し及び更新を行うよう要請する。
11. 理事会に、ソマリア沖を航海する船舶への脅威の状況の監視を継続すること及びソマリア沖を航行する船員及び船舶の保護を確保するために必要と思われるあらゆる行動を開始するよう要請する。